

内閣委員会建設委員会連合審査会議録第一号

昭和二十四年五月四日(水曜日)

午後三時二十六分開議

出席委員

内閣委員会

委員長代理 豊田正之輔君

理事 青木 正君 豊田有田 喜一君

理事 鈴木 幹雄君

江花 静君 佐藤 榮作君

根本龍太郎君 柳澤 義男君

山本 久雄君

建設委員会

委員長 浅利 三朗君

理事 内藤 隆君 理事 松井 豊吉君

理事 村瀬 宣親君 理事 池田 峯雄君

理事 天野 久君

今村 忠助君 瀬戸山三男君

田中 角榮君 飛嶋 繁君

三池 信君 宮原三郎君

増田 連也君 佐藤 順造君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

運輸大臣 大屋 晋三君

建設大臣 益谷 秀次君

國務大臣 本多 市郎君

委員外の出席者

専門員 小関 紹夫君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

本日の会議に付した事件

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

○池田(正)委員長代理 これより会議を開きます。

本日は建設省設置法の一部を改正す

る法律案について、内閣委員会と建設

委員会との連合審査会であります。内

閣委員長が所用のため理事の私が委員

長の職務を行います。まず政府の提案

理由の説明を聴取いたします。

○益谷國務大臣 建設省設置法の一部

を改正する法律案につき、提案の理由

とその概要を申し上げます。

現在建設省は、御承知の通り昨年七月に制定せられた建設省設置法に基づき設置せられたものでありまして、その機構は、大臣官房のほか総務、河川、道路、都市、建築特別建設所、建築研究所、土木研究所及び建設工事本部の四つの付属機関並びに全國六箇所の地方建設局から成立しております。このたび行政機構を整備簡素化する政府の一般の方針に基づき、建設省におきましても、その機構を整備簡素化することとした、本法律案を提案いたしました次第であります。しかし、今回の改正は、ただいま申しましたごとく行政機構の簡素化の一般方針に基づき、とりあえず、現在の機構を基礎としてその整備をはかつたものでありまして、建設省機構の根本的改正については、今後の研究にまづことにいたしました。

改正の要点を申し上げますと、第一に現在の総務、河川、道路、都市、建築特別建設の六局を管理、河川、道路、都市、住宅の五局とし、管理に営繕部を置くことにしました。しかし、管理部門においては、現在の総務局及び特別建設局管轄部の事務を、住宅局において、建築局の事務をつかさどらしめることとし、他の諸局の所掌事務については若干字句の整理を加えたにとどまり、特に変更を加えておりません。

第二に建設工事本部を廃止し、その事務をそれらの所掌に應じて各局及び地方建設局に統合いたしました。第三に現在建設省設置法施行令において規定されている、特別の職及び付属機関及び地方支分部局の組織権限等を設置法に明記することいたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案提案の理由と概要であります。が、何とぞすみやかに御審議あらんことをお願いする次第であります。

○池田(正)委員長代理 では質疑に入ります。

○柳澤委員 運輸省設置法に関連するところでありますが、ただいま大臣が御説明のように一部の変更ではあります。従来規定によつてみますと、三條の八、十というところ、水面の利用、改良、維持、管理というところがございまして、この水面の中に河川があつて港湾が入つておられ、それはおそろくは港湾の方は運輸省設置法の二十六條に關つておられるのではないかとおぼれるのであります。この際機構の改革をするにあたりまして、事業の本質上から見て、この水面の利用、改良、維持、管理は、河川と港湾と區別することなく、建設省の所掌事務に

いたした方がよろしいのではないかと考えられるのでありますが、この点は建設大臣はいかにお考えになられましたようか。

さらにもう一つお尋ねしたいことは、少しこまかくなりますが、この建設省設置法の三條の十三以下に道路の調査研究という規定がありますが、道路の調査研究というのは、やはりこの二十九の建設省の所掌行政に入るのでございましょうか。これも運輸省設置法の方に關連いたしますが、運輸省の方の二十八條の九を見ますと、そこに「道路運送に關し、道路の調査及び研究に關すること。」というので運輸省の方の所掌事務に入つておられる。道路運送法はなるほど共管でございまして、道路法は少くとも建設省の專管に屬するものである。従ひましていやすくも道路運送に關して上にかぶせまして、道路の調査及び研究ということになりまして、この建設省の所掌事務とまつた重復するのではないかとおぼれる。この抵觸する二つの所掌事務、両方の省に入つておられるということになりますと、互に権限を侵犯するといふようなことも起らないとも限らない。行政上にはたいてい、な支障を來すのじやないかというところが憂へられるのであります。この点はどちらかに統一する。むしろ道路法が專管であると同様に、道路というものを中心を置いて考えますときに、その調査研究は、これがもつぱら運送という点であれば運輸省の方でよろしいのでありま

すが、運輸省設置法の方の規定を見ましても、やはり道路の調査及び研究となつておりますから、これはむしろ建設省の所掌に一本建にする方がよろしいのじやないか。この際この衝突するような規定も改められてはいかかというふうに思ふのでありますが、大臣の御所見を承ります。

○益谷國務大臣 昨年七月に建設省が發足いたしました際、國會においていろいろの御意見のあつたことは承知いたしております。私といたしましては、建設行政の一元化ということば理想といたしておるのであります。しかしながら今回御審議を願つております改正法律案は、現在の各省各廳の所掌いたしております事務について、機構の整備と行政の簡素化をはかるというふうにとどめたのであります。ただいま提案理由の説明に申し上げた通り、建設省機構の根本的改正については、今後の研究にまづことにいたしましたのであります。今回は御承知の通り、行政整理と関連いたしまして各省設置法案の改正を取急いで御審議を願わなければならぬ關係上、各省にまたがる方面についての整理をいたさな

いで、各省各廳の現在のままの機構を整備簡素化した次第であります。

○柳澤委員 ただいまもつぱら現在の状態の簡素化、整備、行政整理のよつて來る結果というようなお話でありまして、この各省設置法がいずれも新たな法案として出されておられる。そしてむしろ法律体系の上から申し上げますと、根本

的なここに一つの新しい出発をしておる形になつておる。こういうように設置法が建設省は昨年の処置法でできましたが、その他のことにその関連の廳などは今新たにここに設けるのであります。さすれば、ただいま大臣がおつしやられましたように、單にただ簡素化整備するというだけではなく、思い切つてそういうような配置轉換といふことを考えても、一向にさしつかえないのじやないか。むしろそうすべきがこの際の際にも一致する。簡素化もまた、より以上しつくり行くのではないか。ことに道路行政に關するごとき、両方にその権限を與えて、非常にまぎらわしい所管事務をきめてあるといふようなものは、いつその際改められたらいか、かように思ふのですが、いかがでしょうか。

○益谷國務大臣 たいだいま申しました通り、御承知の通り、今回政府におきまして行政機構の審議會等を設置いたして、近く発足いたすことに相なつております。その審議の結果をまち、また國會における多数の御意見の存するところ等を十分に検討いたして、ただいま申しました通り、建設省の機構の根本的な改正を今後につづことにいたしましたのであります。ただいまも説明申し上げました通り、今回は取急いで各省の設置法の改正法律案を御審議願わなければならぬ關係上、今回はいろいろ御不満の点もあることは存じておりますが、また不備な点もあることと存じますが、とりあえず以上のよう理由で、今回の一部改正法律案を提出いたしました次第であります。

○柳澤委員 大体その点は承知いたしました。これはなお内閣委員会におきまして、もう少し詳しくお尋ねいたし、また別の運輸省設置法案の際に議ることになったとして、これで私の質問は終ります。

また、もう少し詳しくお尋ねいたし、また別の運輸省設置法案の際に議ることになったとして、これで私の質問は終ります。

○田中(角)委員 建設省設置法案の一部を改正する法律案に対して、私見を申し述べるとともに、關係大臣の所見をたゞしたいのであります。

建設省設置法一部改正法律案は、今次政府の行政機構整備の線に沿ひまして提案されたのであります。建設省機構整備につきましても、第一國會当初より大いに研究、討論してあるところであり、敗戦によりまして、わが國は國土狹隘となりまして、加うるに戦時十年の國土保全対策の完全を欠いておりましたために、まづ國土は荒廢の極に達しておるのであります。祖國再建の道は、荒廢せる國土の復興と、狹隘なる國土の高度利用以外に求めたいことは、私が申し上げるまでもないところであり、綜合國土計画、建設行政の一元化という線に沿ひまして、われわれ建設委員は、各省に分属、複雑多岐にわたつておりますところの建設行政を一元化し、綜合的な國土省または公共事業省の設置に、引続き努力して参つたのであります。片山内閣當時内務省解体といふことがございまして、當時戦災復興院と内務省國土局とを合して建設院ができました。吉田内閣におきまして、昨年の七月、現在の建設省ができたのであります。第一回のときにおいては、内務省解体が十月一日以後にまだがつてはならないという時間的な制約によりまして、綜合建設省の実現が不可能であるといふことであり、第二の現在の建設省設置法が通過

いたしましたときには、行政組織法が通過いたしました直後でありまして、時間的にも技術的にも間に合わない。まづ、おつたならば綜合建設省どころではなく、當時の建設院が建設局に格下げになつてしまつて、大臣も次官もいなくなつてしまつて、とにかく通してくれといううな、せつば詰つた事情によりまして、現在の建設省が誕生しているわけであり、綜合建設省の設置といふことに對しましては、當時野党でありましたわが党はもちろんのこと、與党であつた民主黨、社會黨の諸君も、建設行政の一元化といふことは、異論があるといふよりも、むしろ積極的な熱意を示しておつたのであります。その大體の機構は、農林省の林野、開拓關係並びに漁港に關する部門、商工省の水力電源開發に關する部門、運輸省港灣局の建設維持に關する部門、厚生省の國立公園並びに上下水道に關する部門、それから國費支弁に關する建物營繕の統一、經濟安定本部建設局の所管事項の全部といふようなものをひつくるめまして、建設行政の一元化をはかり、するのが目的であります。しかし結論的には時間的、技術的に間に合わないといふことによりまして、現在に至つておるのであります。ただいま益谷大臣の申されました通り、今般政府が行政機構の一大改革を断行するといふことでありまして、まさに多年の懸案でありましたところの建設行政の一元化に對しましては、またとない絶好のチャンスであります。政府提案の内容を見ますと、先ほどから御説明がございしましたけれども、行政整理といふことよりも、ただ一部の部局の名称を改

めるとどうもつてゐるようであり、また、そして近く発足するところの行政審議會におきまして十分研究、実現するといふのであります。時間的に、技術的に、しかも客観的な現在の段階において、最善の策がでないとして、総合的建設省といふことをわれわれが言ひ出してから、また政府が当面に立つてから、與党、野党を問わず、一致協力してすでに三年間の日時をけ

みしてゐるのであります。しかも多数の與黨を擁する現政府が、一大英断をもつて行政機構の改革を断行する、しかも非常に近い間にこれをなすといふのであつたならば、それまで待たなくて、いわゆる建設行政の中に統合するのには何人も異論なく、またただちにできるもの、すなわち次第の策くらいは、当然原案に織り込まなければならぬと思ふのであります。すなわち次善策といつたしましては、港灣運送業等統制令が終戦と同時に撤廃になつております現在、港灣建設維持行政が運輸省になければならないといふことはありません。これは当然元の所に――内務省と地方廳に分属しておつたものが現在の運輸省に所管された港灣局であり、それから、綜合的建設省實現の第一歩として、当然この港灣局は建設行政の中に含まるべきものであります。次は商工省が通商産業省と看板がえをいたしますときに、河川すなわち利水、治山、治水に密接なる關係を持ち、しかも総合的國土計画の根本をなすとも言うべき電源開發、これは当然建設省の中に包含さるべきものであります。この電源開發部門に對しましては、政府の第一案においては、通商産業省の中に電源開發部を設けるといふ

ようなお話ではございしましたが、通商産業省と看板が之を以て、まだ電源開發部を残しておかなければならぬといふことは、まさにナシセンスでなければならぬといふくらいに私は考へておるのであります。しかも政府が提案されました原案の中には、――現在には總務、河川、道路、都市、建設、特別建設局の六局一部になつておるのであります。これを一部一局削除いたしまして、管理、河川、道路、都市、住宅の五局にとめておるのであります。しかし私はこの建設行政といふものは、少くとも現在の建設省の中に盛つておるところの建設部門、すなわち部局の改廃だけでもやるのであるといふお積りであつたならば、少くとも綜合建設省をつくるような線に沿つて、五局でも四局でも大局でもつくつていただきたいと思つておるのであります。昨年の七月行政組織法が通りまして、現在の建設省設置法が通りまして、委員會といたしましては、綜合建設省は断じてつくるというに決議がまつたのであります。結論的には時間的に間に合わないといふので、その場合は近く行政機構の整備をなし、綜合建設省をつくるという以上、その勇氣があるならば、少くとも官廳營繕の統一ぐらひはなすべきものであるといふ結論に達しておるのであります。綜合建設省はなぜできないかといふと、建設省に入れるべき部門が、先ほど申しましたように各省に分属しておるのであります。すなわちセクシヨナリズムにおいてできないのだとわれわれは断定しておるのであります。そのセクシヨナリズムを打破できなかったならば、いつまでたつても綜合建設省の

実現などは考えられないのであります。セクションナリズムでもつて反対しておるのではないことを、各省の局長並びに大臣も、今までたびたび答弁されておられますが、もしそうでなかつたならば、最も小さな官廳管轄の統一、すなわち大蔵省の官廳管財局の官廳管轄の統一という部面だけは、当然これを行ふべし。これさえやれないのであつたならば、おさなりな答弁であつて、これはいつまでたつてもやる意思がないのだ、こういう結論に達します。この建設省設置法を通過しますときに、特別建設局の所管事項すなわち監督部の事項が、特別調達課もしくは特別調達局に移管される日をもつて特別建設局を廃止し、管轄局をつくり、官廳管轄の統一をはかるといふことを、本会議の速記録にも残してあるのが事実であります。しかるに當時の國土計画委員会の決議というものも、全然政府の原案には無視されておるのであります。この間の事情に對しても御説明をしようだいたいの思ふのであります。しかも管轄部は管理局の中に入つておられますが、御承知の通り建設省の所管事項は國土計画、地方計画及び都市計画に関する事項並びに都市の保全、利用に関する事項であります。次は治山、治水及び利水に関する事項であります。これを大別いたしますと、計画管理といふ事務關係の仕事が一つ、それから実施をなす実施面といふのが一つ、この二つにわかれるわけでありまして、実施の面は、申すまでもなく土木、建築ものは河川と道路であります。建築は一般建築行政並びに住宅と官廳管轄で

あります。その最も簡単な線をひいてみると、國土計画、地方計画及び都市計画に関する事項、並びに土地保全利用に関する事項を一局にまとめ、そして土木の中で河川と道路を一局ずつ、すなわち二局にわけ、それから建築關係は一般建築行政並びに住宅を合せて、現在の建築局をそのまま残す。そうして、われわれがこの前の建設省設置法を通過したときに決議としてつけたところの官廳管轄の統一、すなわち管轄局をつくるという、この五局案にまともなのが一番正しいものでないかと私は考えておるのであります。以上申し上げました理由によりまして、政府提案の原案には幾多修正を要すると存するのであります。この間の關係大臣諸公の所見をただしたいと思ふのであります。

最後に先ほど御質問があつたようでありまして、総合建設省を、近頃行政審議會にかけてその実現に邁進すると言われながら、現在出しておる運輸省設置法案の中に、先ほどもお話の通り、第二十八條の第九号に「道路運送に關し、道路の調査及び研究に關する調査」といふのがあります。これは総合建設省の出現にまさるに逆行するものであります。これは現在の港灣局を建設省に統合することを拒否する、二反對するといふことよりも、この道路運送に關する道路の調査及び研究に關することを新しい運輸省設置法案の第二十八條第九号に織り込むというに至つては、これは建設省にあるところの道路局を、逆に運輸省の中に持つて行きたいといふような下準備であります。われわれは今までの法案をずっと見るときに、これはそうとる以外にないの

であります。運輸省が交通省にもし看板がえとなつた場合には、道路に關する交通行政は當然交通省に移すべきものであります。道路の補修、新設、管理、維持といふようなもの——道路建設行政並びに維持行政は、建設省の現在の道路局でもつてまかなうことは當然のことでありまして、運輸省設置法案のこの道路運送に關する道路の調査及び研究に關することというのは、これは當然削つていただきたいと思ふのであります。私はさういふふうないろいろな客觀情勢を綜合するときに、総合建設省をつくるということに對しては、まだ幾多の難關があるとは思ひますが、以上申し上げました所見に對しまして御答弁をお願いしたいのであります。

趣旨には同感でございます。ただ今回各省設置法案の決定にあたりまして、政府におきまして、御指摘のような点につきまして、相當考慮いたした点もあるのですが、結論を得るに至らなかつたのであります。これはどうしても今後の十分な研究の上に決定して行くほかはない、こういうことで提案をいたしましたのであります。御指摘のよう國家の建設事業を総合的に運営することになりますと、機械の面においても、技術の面においても、資材等の面におきまして、必ずや能率的、經濟的にける面があると思ひます。但し全部の各省の小さな事業までも、一つの所へ集めるというのにはなりません。また事情に沿わない不便が起きて來うかとも考えられます。しかし現状においては、大規模なものだけは統合するという方向に向ふべきものであると私も考えております。これはさいせん建設大臣からも御説明がありました通り、ここに一應の機構改正をやりましたけれど、引續いて審議會等にも研究を願ひ、また政府としても十分なる調査を遂げまして、できることならば、御趣旨に沿うような結果に到達したいと考えております。

○大屋國務大臣 港灣局を建設省へ移すという問題は、しばしば議論がかわされておつたと思ふのですが、この港灣の建設的な仕事は、やはり港灣を運営し、使用して行くという立場の運輸省が、担当をして行くのが最も適切であるといふ信念を持つておるわけであらう。港灣といふのは、御承知の海陸交通の、いわゆる終点、始点でございます。ちやうど鉄道にお

あります。その最も簡単な線をひいてみると、國土計画、地方計画及び都市計画に関する事項、並びに土地保全利用に関する事項を一局にまとめ、そして土木の中で河川と道路を一局ずつ、すなわち二局にわけ、それから建築關係は一般建築行政並びに住宅を合せて、現在の建築局をそのまま残す。そうして、われわれがこの前の建設省設置法を通過したときに決議としてつけたところの官廳管轄の統一、すなわち管轄局をつくるという、この五局案にまともなのが一番正しいものでないかと私は考えておるのであります。以上申し上げました理由によりまして、政府提案の原案には幾多修正を要すると存するのであります。この間の關係大臣諸公の所見をただしたいと思ふのであります。

最後に先ほど御質問があつたようでありまして、総合建設省を、近頃行政審議會にかけてその実現に邁進すると言われながら、現在出しておる運輸省設置法案の中に、先ほどもお話の通り、第二十八條の第九号に「道路運送に關し、道路の調査及び研究に關する調査」といふのがあります。これは総合建設省の出現にまさるに逆行するものであります。これは現在の港灣局を建設省に統合することを拒否する、二反對するといふことよりも、この道路運送に關する道路の調査及び研究に關することを新しい運輸省設置法案の第二十八條第九号に織り込むというに至つては、これは建設省にあるところの道路局を、逆に運輸省の中に持つて行きたいといふような下準備であります。われわれは今までの法案をずっと見るときに、これはそうとる以外にないの

であります。運輸省が交通省にもし看板がえとなつた場合には、道路に關する交通行政は當然交通省に移すべきものであります。道路の補修、新設、管理、維持といふようなもの——道路建設行政並びに維持行政は、建設省の現在の道路局でもつてまかなうことは當然のことでありまして、運輸省設置法案のこの道路運送に關する道路の調査及び研究に關することというのは、これは當然削つていただきたいと思ふのであります。私はさういふふうないろいろな客觀情勢を綜合するときに、総合建設省をつくるということに對しては、まだ幾多の難關があるとは思ひますが、以上申し上げました所見に對しまして御答弁をお願いしたいのであります。

趣旨には同感でございます。ただ今回各省設置法案の決定にあたりまして、政府におきまして、御指摘のような点につきまして、相當考慮いたした点もあるのですが、結論を得るに至らなかつたのであります。これはどうしても今後の十分な研究の上に決定して行くほかはない、こういうことで提案をいたしましたのであります。御指摘のよう國家の建設事業を総合的に運営することになりますと、機械の面においても、技術の面においても、資材等の面におきまして、必ずや能率的、經濟的にける面があると思ひます。但し全部の各省の小さな事業までも、一つの所へ集めるというのにはなりません。また事情に沿わない不便が起きて來うかとも考えられます。しかし現状においては、大規模なものだけは統合するという方向に向ふべきものであると私も考えております。これはさいせん建設大臣からも御説明がありました通り、ここに一應の機構改正をやりましたけれど、引續いて審議會等にも研究を願ひ、また政府としても十分なる調査を遂げまして、できることならば、御趣旨に沿うような結果に到達したいと考えております。

○大屋國務大臣 港灣局を建設省へ移すという問題は、しばしば議論がかわされておつたと思ふのですが、この港灣の建設的な仕事は、やはり港灣を運営し、使用して行くという立場の運輸省が、担当をして行くのが最も適切であるといふ信念を持つておるわけであらう。港灣といふのは、御承知の海陸交通の、いわゆる終点、始点でございます。ちやうど鉄道にお

○李多國務大臣 ただいまのお話の御

ける願ひのこときものであると考へてお
りますので、なるほど建設と申しま
するが、港灣の建設自体の内容は相当特
殊なものがございまして、また長い
間、五、七十年の経験を持つた優秀な
技術を現在運輸省で持つております
で、これはすべての能率の点から行き
まして、運輸省がこれを運営し、建設
をして行くことが最も適切であ
ると私は信じておる次第であります。

○森岡國務大臣 森林行政について、國
土保安の上から、治山治水の意味か
ら、建設省に合一したかどうかとい
う御意見であります。森林行政の中
に、林野廳という外局をつくりまし
て、これによつて森林行政をやつてお
るわけですが、もちろん治山治
水と密接な関係を持つております。ま
た建設省の上におきましても、國土保
安の上から溪谷の土砂防止等のような
こともやつておるのであります。同じ
ようなことをやつておるのであるから、こ
れは一つにしたいではないかとい
う御意見もそこに出て來ると存じます
が、やはり森林行政は山を守つて行
く、林野を守つて行くという氣持か
ら、特別な技術をおのずから必要と
いたしますので、普通の土木工事のど
とく簡単に処理し得ない、かように考
えておるのであります。

な開拓等の問題につきましても、
國土建設の上から、これは建設省につ
かさどらしたらいではないかという
御意見もあるわけですが、これま
た開墾、開拓ともに將來耕地としてこ
れを考へるのであります。これまた特
殊の農業技術面から考慮を拂つて行か
なければなりませんから、ただ國土を
廣げる、あるいは國土を守るという簡

單な土木工事と、非常に意味が違つて
おる、こういうことも考へられるので
あります。今後行政審議會において
いろいろ審議をせられ、また政府とし
ても総合的に考慮をめぐらすことは
存じますが、今日の場合におきまして
は、やはり森林行政は森林行政として
、從來のごとく農林省が技術の立場
からこれを指導し、責任を持つて行く
ことが、國土保安の上からいひのでは
ないか、かようにも考へておるわけ
であります。

○池田(正)委員長代理 ちよつと田中
君に申し上げますが、各大臣は実は四
時から開議を開くのだそうです。あと
の方にも、もうしばらく大臣に残つて
もらつて質問をしていただき、できる
ことならばきよう終了したいと思ひま
すから、どうぞそのおつもりでお願い
します。

○田中(角)委員 農林大臣に一言だけ
伺いたいのではあります。総合建設省
をつくるということになる、農林省
の所管事務の建設行政は相当入ると思
ひるのであります。その場合、現在の農
林省を食糧省というものに、すばつと
大改革をするというふうな考へはな
いであらうか。すなわち商工
省を通商産業省とし、運輸省を交通省
とするというふうな意味で、農林省を
食糧省とする。すなわち山林やその他
の開拓関係は全部國土省となりま
すか。公共事業省となりますか、そう
いう面に全部吸収されるということが考
えられるのであります。そういうふう
な論に対して、どういふ御意見を持
つておられるかということをお願い
いたします。

○森岡國務大臣 具体的に考へてみない
のであります。今日の食糧事情は、
將來におきましても、特に日本として
ます。重大に考へて行かなければなら
ぬのであります。食糧に総合的な立場を
持つ行政機構をつくることも一つの考
え方と思ひます。そうしまし
て、食糧増産に對するあらゆる施設を
統一したて行くということも考へら
れないのではないのであります。総合
的に食糧というものを考へて行きます
場合には、やはり農林省と申しま
す。か、そういうふうな方面も、おのず
から総合的に携つて行かなければなら
ぬのであります。むしろ大きく産業
省というふうなものでつくつて、あ
らゆるそういう原始的産業を基礎とし
た事業を行政するということも、一つ
の方法ではないかと考へるのでありま
す。御承知の通り、現在では主要食糧
増産に最も重大な肥料のごときもの
が、通商産業省に所管されておるとい
うことにもなつており、また農機具等
の食糧増産に最も密接な関係のあるも
のが商工省の所管になつておる、ある
いは漁業について非常に必要のあると
ころの漁網等は商工省になつておると
いふような複雑なことになるのであ
るのであります。これらも利用という立
場より、むしろ生産ということ考へ
られて、今日さうなことになるのであ
るのであります。今お話のような食
糧省というふうな構想をもつて行きま
すならば、そういう今申しましたよう
なものも、おのずからこれは食糧省が
責任をもつて生産し、これを利用して
行くように考へて行かなければならぬ
と考へるのであります。まだ私は今日
におきましては、今お話のような食糧

省ということによつて、すべてを総合
して行くという考へをまとめておらな
いのであります。さうにまとめまし
ても、しからば林野行政を國土建設の
方のために、食糧省とは切り離してい
てはならないかという結論を得るかど
うかということも、今後構想を進めてみ
なければはつきりお答えできない、か
ように考へております。

○村瀬委員 各省大臣並びに責任の部
局長の御答弁を伺つておると、
もはや救うべからざるセクショナリ
ズムにとりつかれておるといふ感じが
いたすのであります。私はもうこの
段階になりますと、ひとつ各省大臣
を全部やめて、全部を國務大臣にし
て、さうして虚心坦懷に公平な解決を
早くやつてもらわなければ、かえつて
解決ができぬであらうと思ひるのであ
りますが、ここに當面の責任を負つてお
られまする本多國務大臣に率直にお伺
いをいたす次第であります。

建設省の機構につきましては、第一
國會以來、國土建設常任委員会にお
きまして、あるいは建設院の設置にあ
たり、あるいは建設省の設置に際しま
して、総合的國土建設省または大公共事
業省の設置を力説して参りましたが、
常に時間的制約のもとに、とりあえず
建設院をつくり、また不満足な建設省
を設置して参りましたことは、さきに
田中委員の申した通りであります。今
回こそは多少とも理想に近い改正
ができるものと期待をいたしておた
のであります。提案せられました改
正案が一步前進することなく、單に
現在の部局をそのまま統合縮小したに
すぎないことは、國土建設のために悲
しまざるを得ないのであります。今日

わが國が當面している緊急問題とし
て、あるいは経済の自立といひ、民族
の獨立と稱しておりますが、これらは
いづれも國土の復興と開発とを
て、根本的に解決することのできない
ことは、申すまでもありません。今日
ややもすれば経済再建の問題を、純
經濟の範圍内に限定して考へる者があ
りますが、今日の段階におきましては、
わが國の國民經濟並びに國民生活の安
定は、資源としての水及び土地の開
発、災害の防除、住宅、水道、都市計
画等による民生の安定、道路、港灣等
による輸送の増進等、総合的有機的國
土の開発と管理とが、基礎とならねば
ならないと考へるのであります。しか
らに從來わが國の國土建設事業の実情
は、いたすらに各省に分割せられて、
総合的に一貫された計画も、行政上の
統一もない官僚的セクショナリズムに
災ひされて、各省相互間の競争によつ
て、國家的な浪費を生じていた面も
少なくないのであります。しかしな
がら國土の四割五分を失ひ、かつ荒
蕪に瀕したこの國の上に、八千万の人
口を養わなければならなくなりました
今日では、好むと好まざるとにかかわ
らず、多年にわたる各省割拠のセクシ
ョナリズムを一掃して、國土の復興と再
建の大事業を科学的に策定し、強力に
実施管理する大公共事業省の設置こそ
至上命令であると思ひるのであります。
ことに企業整備、行政整理に伴う失業
対策は、これを建設的計画的に実施す
る必要に迫られておるのであります。
で、これらをあわせ考へますとき、
生産復興計画に即應する緊急必須の開
発建設事業と、恒久的一貫的な治山治
水事業とに重点を置いて國土の保全開

突、利用に關する基礎的施策を、総合的計画のもとに國の建設力を結集して、強力かつ効果的に行うために、次のように公共事業を統合する必要があると思ふのでありますが、これに對する本多國務大臣の良心的な、他の大臣に煩わされない御意見を承りたいと思ふのであります。

まず運輸省に屬している港灣、建設業務、第二に商工省に屬する水力電源の開発業務、但し電力供給の企画はむしろ通商産業省に屬しておいていいのであります。第三には、農林省の林野砂防、開拓、漁港、船だまり、但し開拓政策及び入植營農に關するものは農林省に属するものといたします。第四は國費の支弁に屬する營繕事務で、各省の所管に屬しているもの、第五に厚生省の國立公園及び上下水道建設業務、これだけはぜひ至上命令として、至急に統合する必要があると私も考えておりますが、各省に煩わされないで、最も公平な立場で日本の國家構成における行政機構を、どのように按分するかというところをお考えになつてお示しする本多國務大臣の、率直な御意見をまず承りたい。

○本多國務大臣 たいま御指摘になりましたような点は、おそろしく今後の行政機構の改革につきましては、當然その対象となる重点的なものに屬するものとなつて行くと考えております。現在の段階におきましては、その個々について政府の意見がどうであるといふことを申し上げる結論に到達いたしたくないのであります。

○村瀬委員 本多大臣は結論に到達していないとお答えであります、私共聞かれますのに、ある結論に到達

したと承つてゐるのであります。途中においてそれがかわつたのであつて、本多國務大臣の良心的御決定は、一應下つたと承つてゐるのであります。この点一應その経過をお尋ねする次第であります。

○本多國務大臣 さいせんあげられましたが、これはこうしてはどうかと私が考えたものではございませう。しかし政府の決定は閣議の決定でありまして、閣議の決定は、ただいまお目にかけたる提案通りでございませう。

○村瀬委員 各省の大臣となりますと、さきに私が申し上げました通り、自分の配下でありますところの局長その他からいろいろの説明もあり、要求もあるものであります。虚心坦懐に國家の是と信ずるところに向へないといふことがあると思ひます。が、本多國務大臣としては、ある程度考えたこともあつたが、閣議決定に至らなかつたという御答弁であります。が、本多國務大臣のお考えになることこそ、最も公平なものであると考えるのであります。その公平であり、よいと信じられることが、この期においてもなおできないといふことで、何で祖國の再建ができるか。よいと思つたことのできるような政治でなくてはならぬと思ふのであります。それは行政機構審議會等ができておるやうでありますけれども、いつごろ実現をなさる本多國務大臣の御決意でありますか、それを承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 同時に発足しました税制審議會などは、すでに審議を始めおる模様であります。行政制度審議會も、議會に引續いて開かれることと存じます。これは相當時間をかけても十分な研究を遂げたいと考えておりますので、早急には結論には至らないと思ひますけれども、でき得る限り早くといふことを念願いたしておる次第でございませう。

○村瀬委員 最後に機構の問題に關連が當然ありますので、この際本多國務大臣に承つておきたいのであります。が、機構はかように直しまして、円滑に能率的に運営ができればなりません。それに対しては、昨年閣議とくところによります行政整理——少しく離れるかも知れませんが、これは大事なことで、機構と関連があらざるから、簡單にお尋ねいたしたまはるが、特に建設省におきましては、今までは八千五百人ほど整理済みであるといふことであります。が、新聞に発表になりましたところによりますと、さきに四千二百人の整理というやうなことが載つておつたやうでございませう。これは今度の機構改革によれば、これだけ整理してもよいといふことであるか。私は行政整理は支障のない限り、でき得る限り大幅にやるべきであるといふ理論でありますけれども、しかしながら建設事業のごときは、事實上重大であります。人員を減らしたために建設事業が滞滞を來たすといふことであります。これは目的に反するわけでありまして、この人員の關係についてお答えを願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 建設省の人員整理につきましても、他の省に對する場合と同じやうに、でき得る限り公平に、実情に沿つてやうに、という考えでこれに當つております。どうも、案に政府がま

とまるかといふことは、ここ兩三日のうちに提案できると思ひますので、その際に譲つていただきますと存じます。

○村瀬委員 運輸大臣に簡單にお尋ねをいたしますが、先ほど港灣は七十年の歴史を有し、運営するものはこの建設に當らねばならぬといふかたい信念を持つておるやうであります。御信念のほどは十分わかつたのであります。が、しかしながら港灣なるものは、これは昭和十八年かに國家總動員法による統制令によりまして運輸省に移つたものであります。最初から港灣建設が運輸省にあつたものではありませう。現在におきましては府縣へ出ますならば、府縣の土木課におきまして、それぞれ建設、道路その他と一諸に、港灣の建設をいたしておるのであります。ただ本だけが港灣の建設も運輸省に移つておるのであります。すでに他の委員から十分説明があらりました通り、当然これは建設省に移すべきであると思ふのであつて、ただ理由のない信念だけで困ると思ふのであります。が、どうしてこれが移せないといふ理由があらますれば、お聞きいたしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 たいまの質問は、先ほど申し上げましたことで盡きておるのであります。が、要するに港灣の建設は、港灣を運営して行くものが担当するのが最も適切で、かつ能率的であるといふことが基本になつてゐるわけでありませう。従ひまして現在の運輸省がこれを担当しておるやうなことは一番適切である。かように考えております。

○村瀬委員 港灣局長がだれかの句調

その通りであります。これは信念の問題を議論してもしょうがありません。から、それはよくとして最初に問題になりました道路、運送に關して、道路に關する調査研究を新たに加えられた、いわゆる建設、運輸兩省間に権限の重複変更を來すがごときことを、新に追加されたのはどういふ理由でありますか。同時にどなたでもよろしゅうございませうが、おいでがないやうであります。が、本多國務大臣にお聞きいたしたいのであります。それは上下水道に關する事項は厚生省にある。同時に上下水道工事に關する事項というものが建設省にあるのであります。今回の機構改正は、主としてなるべく手廣くやらないうで、簡素化に主点を置いたといふ最初からの御説明であります。が、そうであるといふことは、さきに兩省間に権限の重複変更を來すがごとき改正をするのは無意味である。また上下水道のごときも両方にさういふ文句がある關係もありまして、各市等におきまして、水道を敷設する場合に、非常に困つておる実情があるものであります。が、これをばつくりと簡素化する御意思はないものか。何ゆゑにこゝういふ文句をそのまま置いておかねばならぬのであるか。これらに對して運輸大臣と本多大臣との御答弁をお願いしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 前段の道路の調査研究といふことは、陸上の道路運送を完遂いたすために、現在でもすでにやつておる仕事でございまして、ことさらに今回新しくやつた仕事ではないので、この点は道路運送を担当する運輸省の仕事として、当然道路の調査が必要なのを建設省の仕事と重複は毛頭

その通りであります。これは信念の問題を議論してもしょうがありません。から、それはよくとして最初に問題になりました道路、運送に關して、道路に關する調査研究を新たに加えられた、いわゆる建設、運輸兩省間に権限の重複変更を來すがごときことを、新に追加されたのはどういふ理由でありますか。同時にどなたでもよろしゅうございませうが、おいでがないやうであります。が、本多國務大臣にお聞きいたしたいのであります。それは上下水道に關する事項は厚生省にある。同時に上下水道工事に關する事項というものが建設省にあるのであります。今回の機構改正は、主としてなるべく手廣くやらないうで、簡素化に主点を置いたといふ最初からの御説明であります。が、そうであるといふことは、さきに兩省間に権限の重複変更を來すがごとき改正をするのは無意味である。また上下水道のごときも両方にさういふ文句がある關係もありまして、各市等におきまして、水道を敷設する場合に、非常に困つておる実情があるものであります。が、これをばつくりと簡素化する御意思はないものか。何ゆゑにこゝういふ文句をそのまま置いておかねばならぬのであるか。これらに對して運輸大臣と本多大臣との御答弁をお願いしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 たいまの質問は、先ほど申し上げましたことで盡きておるのであります。が、要するに港灣の建設は、港灣を運営して行くものが担当するのが最も適切で、かつ能率的であるといふことが基本になつてゐるわけでありませう。従ひまして現在の運輸省がこれを担当しておるやうなことは一番適切である。かように考えております。

○村瀬委員 港灣局長がだれかの句調

その通りであります。これは信念の問題を議論してもしょうがありません。から、それはよくとして最初に問題になりました道路、運送に關して、道路に關する調査研究を新たに加えられた、いわゆる建設、運輸兩省間に権限の重複変更を來すがごときことを、新に追加されたのはどういふ理由でありますか。同時にどなたでもよろしゅうございませうが、おいでがないやうであります。が、本多國務大臣にお聞きいたしたいのであります。それは上下水道に關する事項は厚生省にある。同時に上下水道工事に關する事項というものが建設省にあるのであります。今回の機構改正は、主としてなるべく手廣くやらないうで、簡素化に主点を置いたといふ最初からの御説明であります。が、そうであるといふことは、さきに兩省間に権限の重複変更を來すがごとき改正をするのは無意味である。また上下水道のごときも両方にさういふ文句がある關係もありまして、各市等におきまして、水道を敷設する場合に、非常に困つておる実情があるものであります。が、これをばつくりと簡素化する御意思はないものか。何ゆゑにこゝういふ文句をそのまま置いておかねばならぬのであるか。これらに對して運輸大臣と本多大臣との御答弁をお願いしたいと思ひます。

ないわけでありまして、さように御了承願います。

○本多國務大臣 あとの水道が、厚生省と建設省の共管事項になつておりますという点につきましては、いろいろ水道を建設する人たちの手続上にも非常な煩瑣な煩悩があるのをごさいますから、これは何とかして一方に統合できないものかというので、この点もいろいろ研究いたしましたのでございますが、結局間に合うようには意見が決定いたしませんので、今後の研究問題として残つたわけでございます。

○村瀬委員 最後に農林大臣に伺いたのでありますが、砂防、漁港、船だまり等を建設省に移管できない理由を承つておきたいと思ひます。

それから上下水道の工事に関する事項というようなことを入れることといふことは、電源開発の工事に関する事項といふことを、建設省に入れる御意思があるかないかをお聞きしたい。

○森國務大臣 漁港、船だまり等の施設は、水産漁業の立場から特異性を持つておるのであります。従つて現在農林省が、水産廳においてこれを所管いたしておるのであります。また土砂防止の問題につきましては、これはおのずからその行政の面がはっきりいたしておるのであります。將來林野としてこれを経営して行くという土砂防止、砂防工事につきましては、もちろんこれは農林行政の立場から、森林の技術者の考慮によつて施行した方が適切であると考えておるのであります。また溪谷の土砂防止、砂防というようなことは、建設の普通の農業土木の立場から、やられてさしつかえない

と思うのであります。將來その利用の面について、おのずからその分野が明らかになつておる、かように考えております。二例を申ししても、ダム、建設等のごときも、もちろん電源開発ともなり、國土計画の上から建設省がこれにたずさわつていいという一面もありませんが、農業の上から考えれば、これが一つの水源となり、そうして洪水を防遏するとともに、これを灌漑用水として利用するという必要から、農林行政の上からこういうダム建設を必要とする場合も出て来るのであります。ただこれらの仕事は、どういう目的に置かれるかということによつて、おのずからその所管が異なつて来るのではないかと、かように考えておるわけでありまして。

○村瀬委員 電源工事に関する事項というようなことを挿入される御意思があるかどうかを承りたい。

○益谷國務大臣 電源開発につきましては、河川を利用いたしたものに就いて、建設省と協議をいたしていただくに現在いたしております。

○村瀬委員 一應これでやめます。

○池田(正)委員長代理 今村君。

○今村(忠)委員 本多國務大臣は、お尋ねいたしますが、この行政機構審議会というものは、本多國務大臣が主管と思つておられますが、さうでございますか。

○本多國務大臣 これは総理大臣の機関でありまして、私の方の所管ということにはなつておりません。しかし關係の深い仕事でございますから私の方からいろいろ連絡をとつて進めて行くことになるだらうと思ひます。

○今村(忠)委員 実は各省のセクショ

ナリズムというものは、第一國會以來、われわれはつくづくさじを授ける程度にまで達しておるのであります。て、今回のことと運輸省、商工省などが一大改変される時期において、それらの所管を通じて建設省に移したら最も適当な時期であると考えておりますが、今までの質問ではほとんど私には不可能と見ておつておるのであります。それで私は本多國務大臣にもう一つお聞きするものであります。一体いろいろ理想的なお考えもあるやうであります。それが実現可能とお考えになりますか。

どうか。いわゆる行政機構審議会といふものをつくつて、各省に分割されておるいろいろの所管事務が、理想的に一元化と言ひますか、改変されることか可能であるかどうか。もう一つ言ひかえれば、各省のセクショナルリズムを破ることができるとか、この決意のほどをひとつ伺いたいと思ひます。

○本多國務大臣 十分に研究調査が遂げられれば、その理由をもつて當然統合すべきものの統合は、納得させ得る状態になるものと期待いたしております。これはよほどの困難な事業であると思ひますが、ぜひいただきたいお話のふりによつて進めたいと考えております。

○今村(忠)委員 委員長にお願ひしておきますが、質疑が終つたあと、内閣委員の方と懇談する機会を與えていただくたいと思ひます。私は官についておる人たちにまかせて、理想的なものばかりでもできぬ、どうしても國會みずからの信念に立たなければ、かようなことは実現しないと思ひます。

○池田(正)委員長代理 天野久君。

○天野(久)委員 私お尋ねしようとして

ましたことは、先同僚議員からそれぞれお尋ねがありましたので、いろいろ御回答を承りました。まことにその御回答を遺憾に存するのであります。一、二やむを得ないと思ひました。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

また、この建設省設置法案の上から見ますと、まことに國の再建のために、あるいは國の事情によつて行政整理を實行しておるかどうかと、その点疑わなければならぬやうな状態でありまして、先に同僚議員から言われました通り、この建設省を大建設省あるいは公共事業省として、國土再建のためにこの各省をほんとうに完全に使つて行くことと、それからまたこの行政整理に關連もありましようが、各省にわたつて重複するような仕事をしておることを整理いたすことは、どうしても必要なことである。これは全國の輿論、いわゆる議員各位はこの問題について、ほとんど異論なく、第一國會以來建設省の問題に対して、これをほんとうに完全に建設のために使うやうにしなればならぬ、こういう論議があるものであります。しかしこの建設省設置法案を拜見いたしますと、さうでなく、軒並みその省から整理するやうなやうな形に見受けられます。大臣各位におかれまして、一体この建設省においても、なお四千五百人の整理をするということでありまして、この整理に対してどういうお考えを持つか、その点を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 前段のお話の通りに、主要建設事業が建設省に統合されるというやうな結論に到達いたしました。これは、建設省の機構も、人員も、相当膨張することも考えられるのであります。現在のところでは、やはりほかの省と同じやうに、しかもその実情に沿つてやうなことで、この行政整理も行われて行くほかはないのであります。將來建設省が非常にたくさんな仕事をする役所になるということを手懸して、今から多くしておくと、これはできない事情にありますが、まことに重要な仕事ではあります。ほかの省並の整理はしていただかなければならぬ。こういうことになつておるのであります。

○天野(久)委員 いま一点お尋ねしたいが、わが國は國土を失ひ、たくさん國民を養ひ、日本を再建いたすといふことは、非常に重要な仕事であることは申すまでもありません。そこで軒並に整理されるということよりも、政府は、一つの總理大臣のもとに行かれておる政府でありますので、各省の復興したいわゆる重複するような仕事を整理いたして、國土再建に當たられるやうな整備をされることに、いま一方針を考へていただくわけに行きませんか。

○本多國務大臣 御指摘の点は十分研究いたしまして、そうした問題の解決をぜひ促進して行きたいと思ひます。

○池田(正)委員長代理 次は池田肇雄君。

○池田(肇)委員 先ほどの本多大臣の説明を私聞いておきますと、今回の建設省の機構を改正する法律を上稿

したことは、先同僚議員からそれぞれお尋ねがありましたので、いろいろ御回答を承りました。まことにその御回答を遺憾に存するのであります。一、二やむを得ないと思ひました。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

する一般の方針はあくまでも行政整理にあり、言いかえれば人員の縮小にあると理解されるのでありますが、現在の建設省において行政整理が非常に困難であることは、前質問者もすでに指摘している通りであります。すなわち昭和二十三年度においてすでに八千四百七十五名も人員を整理しておられ、さらに現在欠員率はわずかに一割であつて、道路局などにおいては毎日十時から十二時ごろまで残業をされているという実情にあるのであります。さらに建設省として今後やつて行かなければならぬ仕事は、道路荒廃もまたことに憂うべき状態にありますし、戦災都市の復興、住宅の建設、さういふ問題が山積しているものであります。現在建設省に要求されておる仕事を満足に遂行して行く上において、現在の機構人員だけでは不足しているという事実が、現に建設省に出ているにもかかわらず、なほ困難な建設省の行政整理をやるのか、その建設省の行政整理をやるという一般の方針は、一体どこから来たものであるか。すなわち建設省設置法の一部を改正する今度の法律を出しました最高方針は、どういふところから生れて来たものであるか。これは首切りのための首切り、行政整理のための行政整理と解釈してさしつかえないのではないか、失業者を世の中にわざと充満させるための行政整理と解釈してさしつかえないのではないかと思ふのであります。今までの諸大臣の説明を聞いておきますと、どうしてもさういふ結論に到達したものであります。これらに對しまして、各大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○本多國務大臣 ある程度の行政整理

をやりましたも、その省の事務の合理化あるいは一層の努力を要請することによつて、支障なく遂行して行かなければならぬのであります。さういふ観点から行政整理の根本のめやすをきめましたのは、達観して、大体これくらいの整理をしても支障なくやつて行けるであらうということからきまつたのであります。さらに失業者をつくらんがために行政整理をやるのであると解すると仰せでありましたが、そんな考えは毛頭ございせん。御承知のように、これから均衡予算を堅持して行く上において、経費の縮減ということはやむを得ないのであります。さういふ事情から来ているものであると、このことを、御了解願ひたいのであります。

○池田(正)委員長 政府は失業対策法案の中で、公共事業によつて將來起るべき失業者を吸収するという案を立てているようでありますが、その公共事業費の大部分を受持つておる建設省で失業者を出して、どうして失業対策をやつて行くのであります。さういふ点について御説明願ひたい。

○本多國務大臣 公共事業と申しましたも、失業者を吸収し得る面というものは、さう多くを期待できないのであります。そこで今度の失業対策によりまして、公共事業で人を雇ひ入れる場合に、失業者等については優先的に雇用の道を開くようなくふうをしてやつて行くことといたして、公共事業で全部の失業問題を解決するといふことにはなつておりません。けれども、失業している人たちの層に勘案いたしまして、適當な事業をやつて行くことによつて切り抜けて行きたいと考

えておるのでございます。

○池田(正)委員長代理 三池君。

○三池委員 私の申し述べたいことは、同僚委員の方々から大分論議がなされたが、行政整理というものは、機構の整備と人員の整理というものは、必ず相関連して密接な關係を持つていふことを私は信じております。従つて人員の整理がされるということ

は、当然そこに機構の整備というものがあつて、その機構の整備というものは、行政官廳の全体を一つのメカニズムと考へて、その中でおの／＼業務の性格、各般の事情を考慮して、統合簡素化して、おの／＼からそこに生ずるところの人員が整理されなければならぬと思ふのであります。さういふ意味から行きまして、建設部面に関する建設行政が一元化されるということとは、最も必要ではないか。それをやらすして、ただ天引的に、一律に人員を整理するということとは、はなはだむりがあるのではないかと私は考へておるのであります。先ほど本多國務大臣のお話のように、実情に即して人員整理をやるといふお話でありましたが、他省と同じように、しるがも実情に即して

というお言葉は、實際にはなか／＼当てはまらないことじやないかと思ふのであります。また將來の大総合建設省を予期して、今から人員を整備しておき、さういふことはできないといふお話でありましたが、それはまことに、しごくもつともな話であります。ただし大臣は、現在の建設省の仕事が、はたしてむりがなく遂行されているかといふ、その実情に對して御認識があるかどうか、私は疑うのであります。なぜならば、終戦後の建設省の仕事というものは、非常に増大して参つたのであります。河川の方から申しましたも、昭和十五年までは毎年十五億ぐらいの程度であつたものが、二十三年には四百七十億というやうな仕事の量になつておるのであります。また道路のごときも、戦時中の維持修理の不完全なるために、現在に至りましてはその荒廢が予定運送量にも達しないといふやうな状態でありまして、また戦災都市にいたしましても、戦争のためにその荒廢ははなはだひどいものがある。住宅の面におきまして、庶民住宅建設その他

の建設は、戦争によつてなお一層必要なことは御承知だと思ひます。さういふやうに建設省の仕事というものは、戦争のためににはなほ仕事量が増大しておるということ、ぜひ御認識いただきたいと思ふのであります。行政整理による人員の整理というものは、戦争のために統制その他いろいろの業務がふえたが、戦後さういふやうなものの必要がなくなつたものを整理されて、初めてそこに過剩人員があるものであります。戦争が終つた現在、戦争中よりも、ますます仕事が増えるといふやうな建設省の人員を整理されるということは、私は實情に最も即しない整理の仕方じやないかと思ふのであります。もし現在建設省を実情に即して整理されるというお言葉であれば、私は一人たりとも整理するといふやうな実情にはない、さう申し上げたいのであります。もう一つ、建設省の仕事といふものに対する御認識を、ぜひお願ひしたいのであります。官廳事務においては、ただ机上の数字だけを見てできる仕事と、地元その他の陳情を受けて、しかして現地に出張して

その実情を把握して計画を立てなければならぬといふやうな仕事とがあるものであります。建設省のごときは、河川局、道路局あたりを一應ごらん願ひますと、毎日々々地方の陳情が押しかけて来る。それによつて現地に出張の計画を立てるといふやうな仕事をやるのであります。つまり建設省の仕事は、現業にひとしいと言へると私は思ひます。さういふやうな建設省の業務の実情でありまして、その実情を十分御認識くださるならば、建設省においての人員の整理というものは、實情に即しないやり方ではないかと私は思ひます。さういふやうなことは、先ほど申し上げましたように、建設省は戦後二十三年度におきまして、卒先して出先機關を委譲しておる。たとえば資材駐在員、あるいは建設出張所といふやうなものは地方に委譲しまして、昨年度は八千四百人余りの整理を卒先してやつております。総人員二万余に對しまして約二割三分の整理をやつておる。現在約一万四千余人の人員に對しまして、またここで四千幾らの人員の整理があるとして、戦争中に比べますと約五割、半分の人が整理されるということになります。戦争中よりも戦後において仕事量がさういふに増大したといふ実情におきまして、戦争中よりも人員を半分にするといふことは、私は建設行政の今後の遂行の上に、重大なる支障を及ぼすのじやないかと思ひます。それが建設省、運輸省の非常なる疲勞困憊、そして国土荒廢の重大なる原因になるのじやないかといふことを非常に憂うるのであります。この点本多國務大臣も言つておられますように、實情に即した整理ということ

特にお考えくださいまして、建設省において人員整理の要なしという観点で、ぜひお考えをお願ひしたいと思ひます。これに対して本多國務大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 戦争のために荒廢しておきます國土の復旧並びに今後の開発のために要する仕事は、実に膨大なものと私も考えます。これを建設省の負担部門といたしますと、建設省の前途はまさに大きな仕事をひかえてゐるわけでありますが、現実の問題といたしましては、それらを國家で満足させるだけの國力が足りないものでありまして、結局予算、業務量等を勘案いたしまして、その規模人員をきめて行くほかはないのであります。こういう点から人員整理等にも當つておりますが、ただいまお話にありました問題につきましては、十分今後も研究して行きたいと思ひます。

○松井(豊)委員 大休同僚委員から御質問がございましたが、私時間が許しますならば、具体的に長時間にわたつて御質問申し上げたいと思ひのであります。時間がありませんから、一言申し上げまして、強い希望條件を付したいと思ひのであります。

まず最初に建設大臣に申し上げますが、この一部改正案を提案されまして、これらが大体結論的のごとき御答弁の内容であります。わが建設委員の長い間研究されましてる根本資料をもつて、あらゆる地方の情勢を研究された結果、どうしてもこの際統合せなければならぬというのが全委員の意見であります。これらを建設大臣におかれまして十分御研究くださいまして、まだ結論的なものとせず、どうし

ても統合するようにお考えをお願いしたいと思ひのであります。

さらに農林大臣に一言申し上げたいのであります。建設省の担当部門におきましては、山と川というものは不可分のものである。そしてどうしてもその工事にあたりまして、非常に弊害を生ずる事実もございまして、そこで農林省はそれなら川を全部引受けるといつても、これまた長い研究と傳統と實際上からいつてできない。どうしても建設省で山の工事も一貫して担当されるというのが、労力の配分とか、あるいは予算関係におきまして、國家的見地から非常に必要でなかるうかと考えます。

それから運輸大臣に一言申し上げますが、長い歴史を持つた運輸省はその担当部門の工事にあたりまして、建設にあたりまして、相当自信を持つておる。それは当然でありますけれども、またたとえば港湾関係につきましては、河川、あるいは防波堤の工事、その他おもしろい大きな建設工事は、建設省のいわゆる長い傳統であり、また労力の配分、予算関係等についても、國家的見地から根本的に必要ではなかるうかと信ずるものでございまして、わが

委員会は、この一部改正案には断じて全委員といたしまして承ができませんと信じております。どうか各大臣におかれまして、もう一應御研究くださいまして、この機会にどうしても一元化することを實現されるよう希望するものでございまして、さらに本多國務大臣におかれましては、当時の理想を私拜聴しておつたのであります。今日は各大臣のあらゆる方面からの希望要求によつて、本多國務大臣の理想が貫

徹できないことについては、重々われわれも了承いたしますけれども、もう一段の強い信念のもとに、根本的な整理を希望するものでございまして、ことにわが党が絶対多数を擁しております常識からいたしまして、どの角度から見まして、大臣諸公がほんとうに國家のためにやるといふならばできないことはなかるうかと信じております。どうか御実行なさることを希望いたします。私の意見をこれで終りたいと思ひます。

○池田(正)委員長代理 他に御質疑がないようでございますから、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会